

# 資料

和歌山市長期総合計画策定体制

長期総合計画策定の経過

市民参加の状況

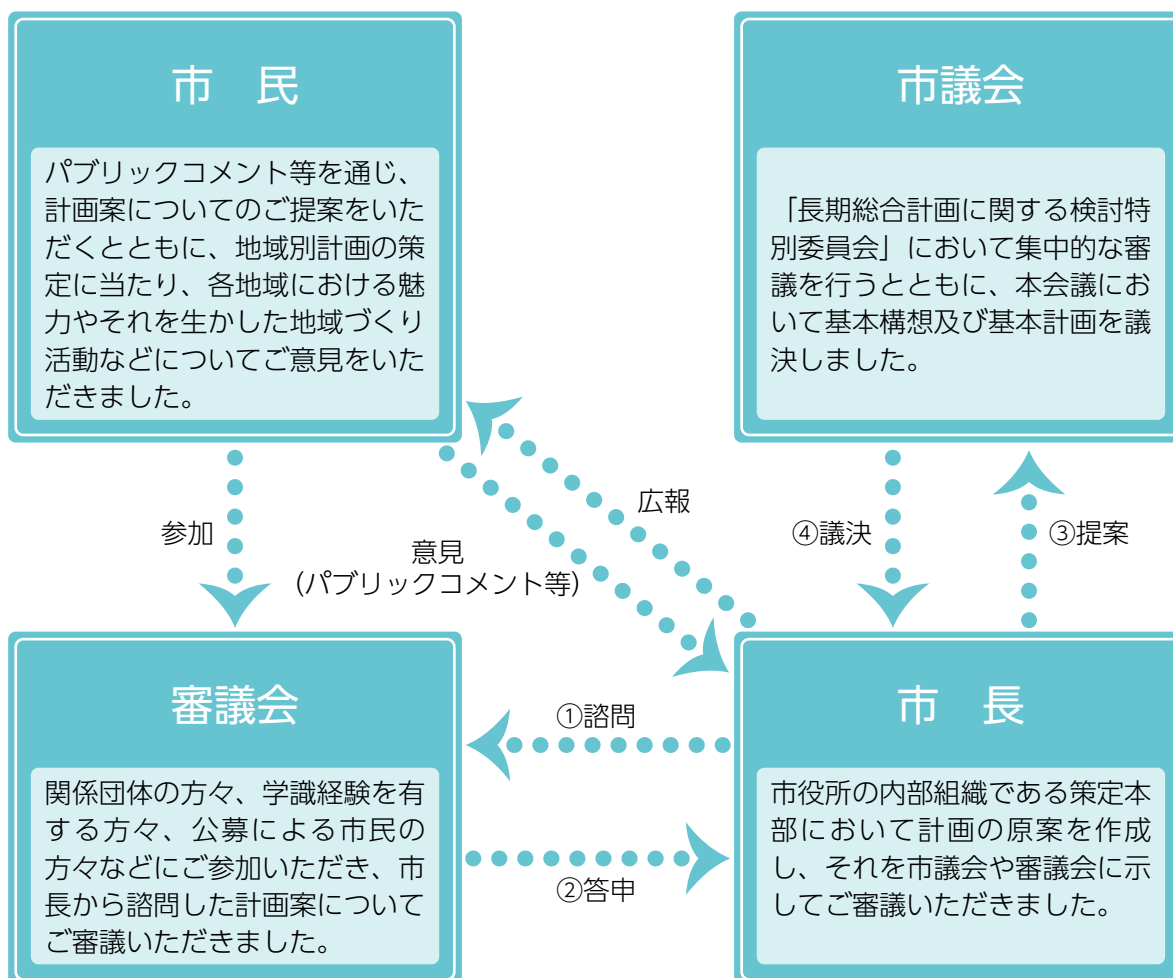
まちづくり指標の目標値設定の考え方

用語説明

これまでの長期総合計画

和歌山市プロフィール

## 和歌山市長期総合計画策定体制



## ●和歌山市議会 長期総合計画に関する検討特別委員会 委員名簿

	氏 名
委員長	寒 川 篤
副委員長	奥 山 昭 博
委 員	山 野 麻 衣 子
	丹 羽 直 子
	浦 平 美 博
	上 田 康 二
	姫 田 高 宏
	藪 浩 昭
	山 本 忠 相
	南 畑 幸 代

(敬称略)

## ●和歌山市長期総合計画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略、役職等は委嘱時点のもの)

氏名	役職等	所属部会			
		部会1	部会2	部会3	部会4
青木彦藏	市民公募委員				○
■足立基浩	和歌山大学経済学部教授				
有路昌彦	近畿大学世界経済研究所教授	○			
上田茜	市民公募委員			○	
上田康二(～H28.7.3)	和歌山市議会総務委員長				
浦平美博(～H28.7.3)	和歌山市議会経済文教委員長				
大越康臣	テレビ和歌山取締役報道制作本部長		○	○	
岡律夫	市民公募委員		○		
岡田亜紀	和歌山県経営者協会会員	○			
小川宏樹	徳島大学大学院理工学研究部教授		◎		
尾崎方哉(～H28.7.3)	和歌山市議会議長				
金子英一郎	日本政策金融公庫和歌山支店長兼国民生活事業統括	○			
鎌田夢記男	和歌山市体育協会副会長		○		
楠山繁	和歌山文化協会会長		○		
小泉あい	市民公募委員		○	○	
此松昌彦	和歌山大学教育学部教授				○
小林茂	和歌山県労働者福祉協議会会長	○		○	
芝田史仁	和歌山信愛女子短期大学きょう育の和センター長			◎	
杉山清一(～H28.6.4)	和歌山市自治会連絡協議会会長		○		
石井太郎(H28.6.5～)					
堰本信子	和歌山市女性会議連絡会会長			○	○
谷奈々	和歌山社会経済研究所研究委員		○		
辻本勝久	和歌山大学経済学部教授				○
寺沢直樹	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長				○
□仁藤伸昌	近畿大学生物理工学部地域交流センター長				
丹羽直子(～H28.7.3)	和歌山市議会厚生委員長				
林和美	和歌山市身体障害者連盟監事				○
坂東紀好	わかやま農業協同組合代表理事専務	○			
廣岡裕一	和歌山大学観光学部教授	◎			
福田ミスズ(～H28.11.30)	和歌山市民生委員児童委員協議会会長			○	
西本雉紗子(H28.12.1～)					
藤本清二郎	和歌山市文化財保護委員会委員長		○		
松井紀博(～H28.7.3)	和歌山市議会副議長				
丸木健嗣(～H28.6.4)	和歌山県警察本部生活安全部長				○
笥一郎(H28.6.5～)					
三木保人	和歌山商工会議所青年部会長	○			
宮崎孝夫	和歌山市医師会会長				○
室みどり	和歌山市教育委員会委員			○	
本山貢	和歌山大学教育学部教授				◎
藪浩昭(～H28.7.3)	和歌山市議会建設企業委員長				
山下茂男	和歌山県宅地建物取引業協会和歌山支部長			○	○
山下博己(～H28.6.4)	ハローワーク和歌山所長	○			
木村孝(H28.6.5～)					
和坂貞雄	和歌山県工業技術センター所長	○			
部会1：雇用・産業部会		部会2：住みたい・魅力部会			
部会3：子供・いきいき部会		部会4：安心・持続可能部会			
■会長 □副会長 ◎部会長					

## ●和歌山市長期総合計画審議会条例

昭和41年3月30日条例第3号

(設置)

第1条 本市に、和歌山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の長期総合計画策定について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるとき招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参与および幹事)

第7条 審議会に参与および幹事各若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 参与および幹事は、会長の命を受け、会議の運営にあたる。

(部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるために部会を置くことができる。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月4日)

この条例は、公布の日から施行する。

## ●和歌山市長期総合計画審議会規則

平成9年7月15日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市長期総合計画審議会条例（昭和41年条例第3号）第9条の規定に基づき、和歌山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(報告)

第4条 部会長は、審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

略

附 則（平成19年3月30日）抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## ● 第5次和歌山市長期総合計画及び和歌山市版総合戦略策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第5次和歌山市長期総合計画及び和歌山市版総合戦略（次条において「第5次長期総合計画等」という。）を定めるため、第5次和歌山市長期総合計画及び和歌山市版総合戦略策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、第5次長期総合計画等を定めるために必要な調査及び検討を行い、第5次長期総合計画等の原案を作成する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長、公営企業管理者及び教育長の職を占める者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職を占める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部に、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(解散)

第7条 本部は、第2条の規定によりその権限に属させられた事項の処理を終了したときは、解散する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務局企画部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室長 総務局長 危機管理局长 財政局長 市民環境局长 健康局长 保健所長 福祉局长  
産業まちづくり局长 建設局长 会計管理者 水道局长 消防局长 教育局長

## 長期総合計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成 27 年	5 月 29 日	第 1 回策定本部会議（計画策定に当たっての基本的事項の説明）
	9 月 16 日	第 2 回策定本部会議（計画策定に当たっての基本的事項の決定）
	9 月 24 日	審議会委員の委嘱
平成 28 年	9 月 24 日	第 1 回審議会（会長・副会長の選任、計画策定に当たっての基本的事項の説明）
	1 月 15 日 ～ 5 月 17 日	住民意見交換会の開催
	6 月 1 日	第 3 回策定本部会議（基本構想素案の承認）
	6 月 5 日	第 2 回審議会（基本構想の諮問、基本構想素案の審議）
	6 月 6 日 ～ 7 月 5 日	基本構想素案についてのパブリックコメント
	7 月 1 日	特別委員会の設置
	7 月 21 日	特別委員会（基本構想素案の審議）
	7 月 26 日	第 3 回審議会（基本構想素案の審議）
	8 月 10 日	特別委員会（審議会審議報告、基本構想素案の審議）
	8 月 19 日	第 4 回審議会（基本構想の答申案の協議、部会設置）
	8 月 24 日	審議会から基本構想についての答申
	9 月 26 日	特別委員会（基本構想案の審議）
	9 月 29 日	<b>市議会において基本構想の議決</b>
	10 月 17 日 ～ 11 月 25 日	審議会部会（4 部会において分野別計画案を審議、各部会 3 回開催）
	11 月 4 日	第 4 回策定本部会議（基本計画素案の承認）
	11 月 7 日	第 5 回審議会（基本計画の諮問、部会審議報告、基本計画素案の審議）
	11 月 16 日	特別委員会（審議会審議報告、基本計画素案の審議）
11 月 21 日 ～ 12 月 20 日	基本計画素案についてのパブリックコメント	
平成 29 年	12 月 21 日	第 6 回審議会（基本計画素案の審議）
	1 月 16 日 ～ 1 月 18 日	特別委員会（審議会審議報告、基本計画素案の審議）
	1 月 25 日	第 7 回審議会（基本計画の答申案の協議）
	2 月 6 日	特別委員会（基本計画素案の審議）
	2 月 10 日	審議会から基本計画についての答申
	3 月 17 日	特別委員会（基本計画案の審議）
	3 月 23 日	<b>市議会において基本計画の議決</b>

## 市民参加の状況

### 〈住民意見交換会〉

より良い地域づくりに向けた住民主体の取組を盛り込んだ地域別計画の策定にあたり、平成28年1月15日から5月17日にかけて、地域において主体的に活動している方々と市職員が参加する意見交換会を開催しました。

意見交換会では、より良い地域づくりに向けて生かすことのできる資源や特性はどのようなものがあるのか、それらをこれからの地域づくりに生かすためには地域住民としてどのようなことに取り組む必要があるのかといったことが話し合われました。受け継がれてきたお祭りや防災訓練などを通じて地域の絆を強くしていこうという地域や、豊かな田園風景を生かして地域愛の醸成や賑わいづくりに取り組もうという地域など、それぞれの地域の状況を踏まえた話し合いが行われ、地域づくりをあらためて考える契機となりました。



### 〈パブリックコメント〉

#### (1) 第5次和歌山市長期総合計画基本構想（素案）

募集期間：平成28年6月6日～7月5日

提出意見：3名、3件

住民の健康寿命を延ばすための受動喫煙防止に関する施策立案のご要望や、観光資源を生かすための改善が必要であるといったご意見、人口減少に歯止めをかける少子化対策を行うべきといったご意見などがありました。

#### (2) 第5次和歌山市長期総合計画基本計画（素案）

募集期間：平成28年11月21日～12月20日

提出意見：3名、4件

公共交通の充実に対するご要望や、市街地の賑わいにつながるイベント等への協力のご要望、本市の認知度を上げる計画としてほしいといったご意見がありました。



## まちづくり指標の目標値設定の考え方

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
1-1-1 地域を支える既存産業の振興	粗付加価値額	6,412億円	過去の推移を見ると増減があるため、平成26年度の実績値から安定的に毎年1%の増加をめざす。
	サービス産業の労働生産性	全国平均	全国平均をめざす。
1-2-1 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進	創業件数	680件 (10年間の累計)	国の認定を受けた和歌山市創業支援事業計画において設定している目標創業件数(66件/年)にリノベーションまちづくり事業による創業件数(2件/年)を加えた68件/年の10年間の累計値をめざす。
	企業立地による新規雇用者数	840人 (10年間の累計)	過去の指定企業における新規雇用者平均が約14人、年間指定企業目標6社であるため新規雇用者84人/年度と算出し、10年間の累計値をめざす。
1-3-1 農林業の振興	農業産出額	745千万円	農業者人口が減少する中、現状維持をめざす。
1-3-2 水産業の振興	漁獲量	547.4t	年々漁獲量が減少している中、つくり育て管理する漁業を推進し、現状維持をめざす。
1-4-1 観光客受入体制の整備	友ヶ島入島者数	96,000人	昭和39年度に記録した過去最高の入島者数96,000人をめざす。
	和歌山城天守閣の入場者数	380,000人	平成7年度に記録した過去最高の入場者数380,000人をめざす。
1-4-2 観光客の誘致	観光消費額	52,870 百万円	平成26年県調査による一人当たり観光消費額と観光入込客数をもとに52,870百万円をめざす。
	年間宿泊客数	1,110 千人泊	地方部での外国人延べ宿泊者数の政府目標などを勘案して、年間宿泊者数の増加をめざす。
1-5-1 国際交流の推進	姉妹・友好都市及び諸外国との都市間交流事業件数	28件	受入及び派遣による交流件数について、1件/年の増加をめざす。
1-5-2 国際戦略の推進	主な販売先を「海外」としている市内製造業の割合	2.6%	過去12年間で1.1%増となっており、10年で1.1%増をめざす。
	観光消費額(外国人)	8,277 百万円	平成26年県調査及び平成27年市調査を用いた一人当たりの観光消費額と観光入込数をもとに、外国人観光消費額8,277百万円をめざす。
1-6-1 産業を支える「人」の確保	有業率	全国平均	誰もが働きやすい環境づくりを進めることで、全国平均に近づけることを目標とする。
2-1-1 中心市街地の魅力向上	まちなか居住人口の比率	9.3%	市内全体人口に対するまちなか居住人口の維持比率の0.4%増加をめざす。
2-2-1 各地域における魅力的なまちづくり	地域住民によるまちづくり活動やふれあい活動に対する市民満足度(市政世論調査)	20.0%	平成27年度までの6年間で年平均0.7ポイント増となっている。それを元に11年間で7.7ポイント増と算出し、その近似値8ポイント増をめざす。
2-3-1 都市景観の形成	まちなみの美しさに対する市民満足度(市政世論調査)	33.0%	平成27年度までの6年間のうち、大きく伸びた平成27年度を除く5年間の年平均0.9ポイント増の近似値、年1ポイント増をめざす。
2-3-2 都市緑化・都市美化の推進	市民一人当たりの公園面積	10.2㎡/人	毎年0.1㎡の増加をめざす。

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
2-4-1 環境の保全	海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度(市政世論調査)	60.0%	後期目標は5年で4.2ポイント増と設定しており、10年でそれを超える10ポイント増をめざす。
2-4-2 循環型社会の形成	一人一日当たりのごみ排出量(資源を除く一般廃棄物)	729g	一般廃棄物処理基本計画において775g(H32)の数値目標を設定しており、そこから年約1%減をめざす。
2-5-1 生涯学習の推進	コミュニティセンター設置数	10	コミュニティセンター10館構想による。
	生涯学習支援サービスに対する市民満足度(市政世論調査)	17.7%	平成27年度までの5年間で年平均4ポイント増であることから、10年で8ポイント増をめざす。
2-5-2 芸術・文化の振興	日頃から芸術・文化活動を行い、又は鑑賞する機会を持っている市民の割合(市政世論調査)	50.0%	平成33年度に新市民会館が建設予定であるため、50.0%をめざす。
2-5-3 文化財の保護・活用	指定・登録文化財総件数	269	2年で4件程度の指定・登録が見込まれることに加えて指定件数の少ない分野について今後調査研究を進めることで、10年間で計25件の指定・登録をめざす。
2-5-4 スポーツの振興	成人の週1回以上の運動習慣率(市政世論調査)	70.0%	年約2ポイント増をめざす。
3-1-1 安心して子供を 生み育てること のできる環境の 整備	合計特殊出生率	1.80	国の目標と県の目標の中間値をめざす。
3-2-1 確かな学力を育 む教育の推進	全国学力・学習状況調査の正答率	小学校:全国 平均を2ポ イント上回 る 中学校:全国 平均	これまで全国平均を下回る状況が続いているため、全国平均を目安とする。
3-2-2 国内外の多様な 分野で活躍でき る人材を育む教 育の推進	中学3年生の英語検定3級取得率	50.0%	教育振興基本計画の目標(平成30年度で30%)に向けた伸び率を維持する。
3-3-1 豊かな心を育む 教育の推進	学校のきまり(規則)を守っていると回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	100%	学校のきまりを守ることにに対する意識を全児童生徒が持つことをめざす。
3-3-2 健やかな体を育 む教育の推進	体力・運動能力テストの体力合計点平均(小学5年生、中学2年生)	小学5年生: 男55.10 女56.62 中学2年生: 男43.51 女50.72	平成27年度の結果を踏まえて、上位の都道府県と同じ水準をめざす。
3-3-3 人権を尊重する 社会を築くため の教育の推進	自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	小学校: 95.0% 中学校: 90.0%	小学生は約20ポイント、中学生は約25ポイントの上昇をめざす。
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	100%	いじめに対する意識を全児童生徒が持つことをめざす。

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
3-4-1 安全・安心な教育環境の整備	小・中学校の教室における空調機設置率	100%	全教室への設置をめざす。
	小・中学校におけるトイレの洋式化率	95.0%	学校要望を踏まえて、一部和式を残し、原則洋式化をめざす。
3-5-1 家庭や地域における教育力の向上	家で学校の復習をしていると回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙)より)	全国平均	全国平均を下回っているため、全国平均をめざす。
	地域共育コーディネーターの人数	18人	各中学校区に1人ずつ配置することをめざす。
4-1-1 集約型のまちづくり	通勤・通学・買い物などの日常生活の便利さの市民満足度(市政世論調査)	35.5%	立地適正化計画期間(20年)に基づき、20年で10ポイント(0.5ポイント/年)の上昇をめざす。
	地籍調査進捗率	30.0%	現状値から約20ポイントの増加をめざす。
4-1-2 公共交通体系の充実	市内公共交通機関の年間輸送人数	30,761千人	平成22年度から平成27年度までの実績値から、平成28年度以降も毎年0.2%の利用者増加をめざす。
4-2-1 基幹道路網の整備	重点整備区間道路の整備進捗率	91.0%	重点整備区間道路の延長17kmを完成し、66ポイントの上昇をめざす。
	(仮称)京奈和・第二阪和連絡道路の供用率	100%	早期事業化及び供用開始をめざす。
4-2-2 生活道路の整備	市道の改良率	64.0%	これまでの実績から、4.4ポイントの上昇をめざす。
4-3-1 居住環境の整備	快適で暮らしやすい住宅環境に対する市民の満足度(市政世論調査)	50.0%	過去5年間の上昇率から算出。
4-3-2 河川・水路の整備	市が管理する31河川(準用河川3河川、普通河川28河川)の改修率	79.4%	普通河川は年度毎に220mの改修をめざす。準用河川については準用河川前代川改修事業が平成30年度に完了するものとする。
4-3-3 上水道施設の整備	浄水場の耐震化率	71.8%	加納浄水場の更新完成を見込み算出。
4-3-4 生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率	75.0%	過去の実績から各汚水処理施設を利用できる将来人口を推定し算出。
4-4-1 災害に強いまちづくりの推進	都市浸水対策達成率(公共下水道計画区域内)	52.3%	重要度・緊急度を考慮した整備計画に基づき設定。
4-4-2 災害に強い人づくりの推進	災害に対する備えをしている市民の割合(市政世論調査)	90.0%	阪神・淡路大震災後の調査結果(87.7%)を上回る90%をめざす。
4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進	食糧備蓄達成率(避難想定に対応した市の備蓄目標に対する達成割合)	100%	平成26年度に県から公表された新しい被害想定に対しても、100%の備蓄達成をめざす。
	防災行政無線の可聴範囲	100%	今後の防災行政無線の再整備において、100%の可聴範囲達成をめざす。
4-5-1 予防体制の充実	人口1万人当たりの出火件数(過去5年平均)	2.97件	人口1万人当たりの出火件数(1年間)の該当年を含む過去5年間平均件数を、年間0.01件の割合で減少させていくことをめざす。
4-5-2 災害対応力の充実	住宅火災1件当たりの焼損床面積(過去5年間の平均)	24.5㎡	平成27年の数値(過去5年間の平均)から10%の改善をめざす。

施策	まちづくり指標	目標値	目標値設定の考え方
4-5-3 救急・救助体制の充実	市民が応急手当を実施した心原性心肺停止傷病者の社会復帰率	17.9%	消防庁が集計している社会復帰率から、最も高い都道府県の数値をめざす。
4-6-1 交通安全対策の推進	交通事故発生件数	500件	平成24年から毎年200件程度の減少にあるが、人口減少を考慮し今後年100件の減少とし算出。
4-6-2 防犯対策の推進	刑法犯認知件数(1万人当たりの発生件数)	39.52件	毎年の犯罪発生件数の200件減少(端数は初年)をめざす。
4-6-3 消費生活の向上	消費生活啓発事業への参加者数	1,500人	近畿中核市(10市)の消費生活啓発事業への参加者数の平均1,500.3人(平成26年度)をめざす。
	高齢者の消費生活相談件数	600件	平成28年度400件を起点に毎年度20件ずつの増加をめざす。
4-7-1 健康づくりの推進	健康づくりに取り組んでいる市民の割合(市政世論調査)	65.0%	毎年1ポイントの増加をめざす。
4-7-2 地域医療・健康危機管理体制の充実	医療・保健サービスに満足している市民の割合(市政世論調査)	57.6%	過去の数値から伸び率を年換算し、年2.4ポイント増とし算出。
4-7-3 生活衛生対策の推進	衛生研究所における検査可能項目数	704項目	感染症や食中毒などの健康危機事象に対応できるよう、30項目の増加をめざす。
	犬及び猫の譲渡数	140頭	動物愛護センターの業務開始などにより、約40頭の増加をめざす。
4-7-4 保健医療対策の推進	精神障害のある方及び難病の方の福祉サービス利用人数	2,219人	これまでの実績等を考慮して約1,300人の増加を見込む。
	結核罹患率(人口10万人当たり)	9.8	国の過去5年間の罹患率減少は0.76であり、本市においても同様に減少すると考え算出。
4-8-1 人権が尊重される社会づくり	人権が守られていると感じている市民の割合(市政世論調査)	85.0%	これまでの実績を考慮して約5ポイントの上昇をめざす。
4-8-2 男女共生社会の実現	審議会等への女性の登用率	40.0%	これまでの実績を考慮して12ポイントの上昇をめざす。
4-9-1 地域福祉の推進	相談したり、助けてもらえる人が身近にいると思っている市民の割合(市政世論調査)	87.4%	直近でもっとも高い平成25年度の実績値を平成31年度の目標とし、それ以降も同じペースで増加するものとして算出。
4-9-2 高齢者の生活の充実	高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送れていると思っている市民の割合(市政世論調査)	58.5%	毎年0.5ポイントの安定した上昇をめざす。
4-9-3 障害のある人の自立と社会参加の推進	障害者の一般就労率	27.2%	過去の障害者の一般就労率の推移に、障害者の法定雇用率改訂等、環境要因等を加味し算出。
4-9-4 社会保障制度の充実	社会保障サービスの満足度(市政世論調査)	26.0%	毎年1ポイント上昇させる。
4-10-1 地域コミュニティの充実	自治会加入率	85.0%	10年前から約10ポイント減少していることから、これを5ポイントの回復することをめざす。
	ボランティア登録団体数	415団体	これまでの実績を考慮して、50団体の増加をめざす。

## 用語説明

番号	用語	説明
「あ行」		
1	ICT	Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術のこと。
2	青色回転灯付防犯パトロール車	自主防犯パトロールを行うために、警察からパトロール実施の許可を受けた車両。
3	青岸ストックヤード	直接搬入される一般廃棄物から資源物等を分別・選別し、ストックする施設で、青岸に整備予定。災害時には災害廃棄物を仮置きする施設としても活用する。
4	空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に基づき、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
5	空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づくもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するため、本市の実情に合わせ総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、本市の空家等対策の基礎となるもの。
6	空き家率	総住宅数に占める空き家の割合。空き家の対象は、二次的住宅(別荘・その他)、賃貸用の住宅、売却用の住宅、その他の住宅。
7	アクティブシニア	趣味や様々な活動に意欲的な元気なシニア層。
8	アクティブラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、子供たちの能動的な学習への参加を取り入れた学習法の総称。
9	粗付加価値額	減価償却費等を含んだ付加価値額。工業統計調査において算出される。
10	遺跡	貝塚、集落跡、古墳など過去の人間の活動の跡が残されている場所。埋蔵文化財包蔵地とも呼ばれる。
11	一般就労	企業等で雇用されることを指し、福祉的就労(就労移行支援、就労継続支援などの障害福祉サービスとしての就労)を除いたものを指す。
12	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。固形状である「ごみ」と液状である「し尿」、「生活雑排水」がある。ごみを排出場所で分けると、家庭から排出される「家庭系ごみ」、事業所などから排出される「事業系ごみ」に分かれる。
13	イノベーション	経済成長の原動力となる革新。生産技術の革新、資源の開発、新消費財の導入など。
14	インターンシップ	学生が一定期間、企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。
15	WEB	World Wide Webの略称。文字や画像、動画等を簡単に扱うことができるサービス。このサービスを使ったページを「Webページ」と呼ぶが、一般的には「ホームページ」と呼ばれることが多い。
16	うちどくノート	子供を育てる世代の家庭で、子供と一緒に読書する時間を持つことを促進する取組の「うちどく」。ノートには本の題名や読んだ感想、それに対する保護者の感想を記入する欄を設けている。
17	AED	自動体外式除細動器のことで、心臓がけいれん(全身に血液を送るポンプ機能が失われている)状態の時に、必要に応じて電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻す、一般の人でも使用することができる機器。
18	ALT	Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略称。日本の学校で外国語授業を補助する助手。
19	SNS	Social Networking Serviceの略称。人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトも含まれる。
20	M字カーブ	日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。
21	LCC	Low Cost Carrierの略。低コスト運営で、安い運賃を提供する航空会社。

番号	用語	説明
22	扇の芝	和歌山城の南西角にあった扇形の芝地。徳川期に砂の丸が造成された際、軍事的な理由で空き地として残されたと考えられる。江戸後期の天守閣再建時に、資材置き場として利用されている。
23	屋外広告物	屋外広告物法に定められた常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
24	汚水処理人口普及率	下水道や集落排水施設などを利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した普及状況の指標。
25	温室効果ガス	二酸化炭素やフロンガスなど、大気中にあり、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをする気体(ガス)。

## 「か行」

26	海洋レクリエーション機能	海に親しむ海洋性レクリエーションの場として、新たに漁港施設に加えらる機能。
27	改良率	幅員4m以上の道路延長を道路実延長で除した数値。
28	(仮称)京奈和・第二阪和連絡道路	京奈和自動車道と第二阪和国道を接続する広域幹線道路。
29	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。
30	学校評価	子供たちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取組。
31	合併処理浄化槽	トイレの汚水及び台所、風呂などの生活雑排水をまとめて処理する浄化槽。
32	観光統計	宿泊者数や消費動向等、観光分野に関する統計。
33	環太平洋パートナーシップ(TPP)	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計12カ国による包括的な経済連携協定である。
34	がん診療連携拠点病院	質の高いがん医療を提供することができ、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行える病院として国に指定された病院。
35	がん診療連携推進病院	がん診療連携拠点病院や地域の医療機関と連携してがん診療を実施する病院として、県が指定する病院。
36	基幹道路網	近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、第二阪和国道などの広域幹線道路や都市計画道路などの市内幹線道路。
37	企業立地促進奨励金制度	和歌山市の産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、企業の立地や事業規模拡大の促進を目的として、対象業種の企業が一定の要件を満たした場合に、奨励金を交付する制度。
38	危険物施設	市町村長等の許可を受け、指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う施設。
39	基礎素材	鉄、石油、木材、紙など、産業の基礎となる素材。
40	紀淡連絡道路	和歌山市と兵庫県洲本市を結ぶ延長約40kmの地域高規格道路で紀伊淡路連絡道路の通称。
41	キャリア教育	キャリア(経験)を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。
42	救急医療情報システム	医療機関に関する情報(名称、所在地、診療科目)など様々な条件の検索をインターネットで提供するシステム。また、24時間体制で電話案内も行っている。市民が利用される情報以外にも、医療機関や消防機関等関係者には、医療連携や救急搬送時・災害時に必要な情報提供を行うシステムでもある。
43	救急告示病院	厚生労働省の「救急病院等を定める省令」に基づき、救急隊による搬送患者に対処する病院又は診療所として県知事により認定された医療機関で、現在和歌山市では21の医療機関が認定されている。
44	救急ワークステーション	救急隊員(救急救命士を含む。)の研修のため、救命救急センターなどの医療機関に設置される拠点。ドクターカーの運用拠点にもなる。

番号	用語	説明
45	救命のリレー	高血圧症・糖尿病等の生活習慣病の改善やけがの防止等の「心停止の予防」、様子がおかしいことを早く認識して知らせる「早期認識と通報」、そばにいる方による「応急手当」、救急隊員や医師による「処置・治療」のつながりのこと。これらの項目がうまくつながると命が助かる可能性が高くなる。
46	狭あい道路	幅員4m未満の道で、建築基準法に基づいて和歌山市が指定した道路。
47	教育ボランティア	学校の教育活動において、学生ボランティア等が子供たちの学習活動をより円滑にするために、教員の指導をサポートするもの。
48	狂犬病	狂犬病ウイルス (Rabies virus) を病原体とするウイルス性の人獣共通感染症。
49	協働	地縁団体、市民公益活動団体、行政などの複数の主体が、公益という共通の目的のもと、お互いの立場を認めながら、対等な関係で連携・協力することにより、共通する課題の解決に当たる取組。
50	業務継続計画(BCP)	大規模災害発生時において、事業の継続、早期復旧を実現するため、実施すべき業務とその優先度を規定した計画。
51	供用率	道路供用延長を計画延長で除した数値。
52	緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するために平成7年度に創設され、平成16年4月に消防組織法で位置付けられることになった部隊。
53	緊急輸送道路	災害時の緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と指定拠点(地方公共団体等の所在地、救援物資等の備蓄地点及び広域避難場所)とを連絡する道路。
54	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
55	景観計画	景観法に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定めた計画。
56	景観重点地区	景観条例に基づき、景観計画の区域において、積極的に景観形成に取り組む必要があると認め、定めた景観上重要な区域。
57	景観法	良好な景観形成を図るため、2004年(平成16年)に公布された景観についての総合的な法律。
58	京奈和自動車道	京都、奈良、和歌山を結ぶ延長約120kmの高規格幹線道路。
59	刑法犯認知件数	警察によって刑法犯罪の発生が認知された件数。
60	外科系当番医制度	夜間や休日などの医療機関休診時間中の急なけがに備えて、診察治療が受けられるように、医療機関が当番を決めて対応する制度。
61	結核	結核という細菌が体の中に入り、増えることによって起こる病気。結核の約8割は肺結核である。その他、腎臓、リンパ節、骨など体のあらゆる部分にも起こる。
62	健康危機管理	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる生命や健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務。
63	健康寿命	一般的には、健康な状態で生活することができる期間を指し、本市では日常生活動作が自立している期間の平均のこと。
64	健康体操・健康ウォーキング	生涯を通じて心身ともに健康な日常生活が送れるよう、自立機能の維持・改善のために年齢等に応じて誰にでも無理なくできる体操やウォーキング。
65	健康手帳	健康増進法に基づく健康増進事業として、40歳以上の者に交付する。特定検診・保健指導等の記録、その他健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受けるために活用する。
66	広域幹線道路	高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路。
67	公共下水道	主として市街地における汚水や雨水を排除し処理を行うために、地方公共団体が維持・管理している下水道。
68	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子供の数に相当する。
69	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。

番号	用語	説明
70	高次(の)都市機能	都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域を対象にした、質の高いサービスを提供する機能。
71	公衆無線LAN	公共施設や商業施設など特定の場所でWi-Fiを利用できるサービス。
72	交通弱者	交通手段の利用に制約を受ける人及び交通事故の被害者となりやすい子供や高齢者など。
73	公共交通ネットワーク	公共交通機関の組合せによる交通網。
74	高等教育機関	初等・中等教育の次段階の教育課程である高等教育を提供する教育機関の総称。大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校(専修学校専門課程)が含まれる。
75	口頭指導体制	119番通報時に通報者に対して指令員が必要な応急手当の方法を指導する体制。
76	高度救命救急センター	高度医療を必要とする患者の受入れや、広範囲熱傷、指肢切断等の特殊傷病患者に対する救命医療を行う救命救急センター。
77	公民館活動	地域住民のため、地域の多様な学習課題に対応した学習機会、学習情報の提供等を通じて、地域住民の生涯学習を支援する活動。
78	コールドチェーン	生鮮食料品等を生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系。
79	小型家電等	家庭で使用されている家電製品(電池やコンセントで動くもの)及びその付属品を指す。(一人で持ち運ぶことができる大きさに限る。)
80	国際拠点港湾	港湾法により国際海上貨物輸送網の拠点として定められている港湾。
81	国際交流員	地域レベルの国際交流推進を図るため、招致した外国人青年。
82	国際理解教育	戦争、貧困、開発、差別、人権、環境問題など様々な地球的規模の課題に気づき、考え、自分にできることを実行するというプロセスで学習に取り組む教育のこと。
83	こころの病	統合失調症やうつ病、アルコール依存症など、メンタルヘルス領域の疾患を総称した呼称。
84	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。妊娠届出の受理を4か所の保健センターに設置された子育て世代包括支援センターに集約し、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、円滑な支援につなげていく。
85	こども科学館	子供の自然科学に関する興味と認識を深め、個性に応じた能力の伸長と情操豊かで創造的な子供の育成を目的とした施設。
86	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度で、質の高い幼児教育・保育を行う認定こども園の普及やすべての子育て家庭を対象とした地域の子育て支援の充実などに取り組む。
87	コミュニティ活動	自分たちの地域社会を、快適で住みよいものにしていこうとする共同活動。
88	ごみ減量推進員	ごみ減量や資源分別の促進、生活環境向上の実現に向け、各地区でのごみ出し状況確認や指導、啓発など、市民と行政とのパイプ役として委嘱した市民。愛称は「リリクルリーダー」、「リリクルサブリーダー」。
89	コミュニティサイト	共通の興味や関心を持つ人が集まって情報交換などのコミュニケーションをとることを目的としたウェブサイト。
90	コミュニティセンター	市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るための施設。
91	コンパクトシティ	一定程度の人口密度を有する市街地を形成することで、医療・福祉・買い物等の生活に必要なサービス(中核的都市にあっては高次の都市機能を含む。)が効率的・持続可能に提供される構造の都市像。
92	コンベンション	各種大会や会議、見本市、イベントなどの催しのこと。
「さ行」		
93	災害支援病院	災害拠点病院に準ずる機能を備え、災害時に災害拠点病院を支援する病院。和歌山県独自の制度として指定している。



番号	用語	説明
94	災害時健康危機管理支援チーム	災害時健康危機管理支援チームはDHEAT(Disaster Health Emergency Assistance Team)とも呼ばれ、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた職員によって組織された災害時支援チーム。
95	産学官金・異業種連携	新技術の研究開発や新事業の創出を図ること等を目的として、企業・教育機関・官公庁・金融機関等や、異なる業種間で連携すること。
96	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法令(廃棄物処理法)で定める廃棄物。
97	産後ケア事業	市内に居住する産後2か月未満の母子で、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調や育児不安等のあるじょく婦及び産婦並びにその新生児及び乳児に対し、出産後の一定の期間、産科医療機関の空きベッドを利用して産後の母体管理、もく浴、授乳指導等その他の必要な保健指導を行う事業。
98	3世代同居・近居	子育て中の親とその子、その祖父母等の3世代が同居または近居すること。家族の支え合いにより子育てがしやすい環境につながる。
99	CSR活動	社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする「企業の社会的責任」。
100	ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に、それと同じ有効成分で製造・販売される低価格の医薬品。
101	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
102	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
103	市街地再開発	低層建築物が密集した地区において、敷地を共有で利用し、不燃化された中高層の建築物に建て替え、防災機能を高めるとともに、土地の合理的かつ高度利用を図る事業。
104	自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織。
105	自助、共助	自助とは、市民及び事業者が自己の責任により自らを災害から守るための対策をすること。共助とは、市民及び事業者が地域において互いに助け合い、互いを災害から守る対策をすること。
106	史跡	貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いもの。
107	施設一体型小中一貫校	小学校と中学校が校舎や組織運営を一体化させて、9年間の義務教育を一貫して行う学校。
108	自然共生社会	人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然との触れ合いの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
109	自然体験学習	自然の中や自然物を対象としての活動を通して自然を理解し、自然や人に対する慈しみの心を養うことや、自ら主体的な取組や問題(課題)解決のための意欲や能力を養うことを目的とした学習。
110	自然体験プログラム	自然体験学習の目的を達成するため季節、時間、活動者の年齢、活動団体のねらい(目的)、施設に応じた体験活動の内容や計画のこと。
111	持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。
112	シティプロモーション	まちの魅力を積極的に内外に情報発信することで知名度向上とイメージアップを図る活動。
113	指導救命士	救急業務全般にわたり、教育、指導、調整等を行う指導的立場の救急救命士をいう。平成26年度から一定の要件により認定される資格。
114	地場産業	一定の範囲の地域において、ある特定の業種で、かつ地元資本の中小企業群が集中的に立地している産業。
115	市民公益活動	市民が自主的・自発的に行う公益性を有した営利を目的としない活動。主にNPO活動やボランティア活動を指す一方で、地縁組織の活動や企業による社会貢献活動も含む。
116	市民生活を支える都市機能	居住施設、医療・福祉・商業・教育・文化等のサービス施設及び公共交通や行政サービスといった機能。

番号	用語	説明
117	市民大学	市民が余暇を利用しながら、心豊かな人生を送るため、また、培った技能等を地域での活動などに生かすことで、市民の社会参加やコミュニティの活性化につなげることを目的としている講座。平成28年度は26講座を開催。
118	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に都道府県・市区町村に設置された非営利の民間団体で、すべての人々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。
119	社会復帰率	心肺停止に陥っていた方が、心肺停止前の状態に回復する割合。例えば、仕事をされていた方は、その仕事ができる状態に回復する割合をいう。
120	住家被害認定調査	罹災証明書の交付の根拠となる調査。家屋等の被害の程度により全壊・大規模半壊・半壊などに区分される。
121	収去検査	食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立入り、試験検査をするために必要な食品等を無償で提供を受け、行政が実施する検査。
122	周産期医療	妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいい、母子ともに異常を生じやすいため、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療。
123	周産期医療ネットワーク協議会	安心・安全な周産期医療体制を確保し、将来に向けて周産期医療連携体制を構築することを目的として関係機関が協議を行う。
124	重点整備区間道路	都市計画道路のうち、10年間で重点的に整備を進める道路。
125	集落排水事業	農村・漁村地域など小さな集落の水質保全と、生活環境の改善を目的として行う事業。
126	就労支援事業	障害者の就労を推進するための事業。
127	種苗放流	育てた稚魚や稚貝を海に放すこと。
128	循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
129	準用河川	1級及び2級河川以外の河川で市長が指定し、河川法上の2級河川に関する規定を準用して管理を行う河川。
130	生涯学習	人々が、自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて生涯を通じて行う学習。
131	障害者グループホーム	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行う事業。
132	生涯スポーツ	生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「いつでも・どこでも・誰でも気軽に参加できる」スポーツ。
133	障害のある人の一般就労率	18歳から65歳の生産年齢にある障害のある人の中で、一般就労している人の割合。
134	障害福祉サービス	障害者の日常生活や社会生活の総合的な支援を図る障害者総合支援法に基づく各種支援施策の一つ。居宅介護（ホームヘルプサービス）などの介護給付や、就労移行支援などの訓練等給付などがある。
135	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行された法律。
136	焼損床面積	建物の焼損が立体的に及んだ場合で、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積。
137	小中一貫教育	小学校と中学校の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度。
138	小児慢性特定疾病	子供の慢性疾病のうち、小児がんなど医療費助成の対象となる特定の疾病のこと。厚生労働大臣が指定しており、平成27年末時点の疾病数は、704疾病。
139	消費者安全確保地域協議会	高齢者など消費者被害に遭いやすい方々を見守るため、地域において、消費生活センターや消費生活協力団体で組織する協議会。

番号	用語	説明
140	消費者市民社会	消費者一人ひとりが、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、国内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。
141	消費者被害	製品やサービスの欠陥による財産的被害又は生命・身体的被害のことで、具体的には悪質商法や振り込み詐欺(特殊詐欺)の被害や、ストーブの火災事故など製品の欠陥による被害などを指す。
142	消費生活センター	消費者からの商品・サービスの苦情相談の対応や、消費生活に関する啓発活動を実施する機関のことで、各都道府県・市区町村が設置する。
143	消費生活相談員	消費生活に関する専門的知識を有し、消費生活センターで消費者から商品・サービスの苦情相談の対応等を行う相談員。
144	消防広域応援・受援体制	消防組織法第42条第2項の規定に基づく協定又は同法45条の緊急消防援助隊の出動指示により、地震や水火災等の大規模災害時に消防隊が県内又は県外へ派遣応援するため事前計画して整備すること。受援体制とは、当市が大規模災害で被災した場合、県内及び他府県から消防部隊を受け入れるため事前に整備すること。
145	消防水利	火災が起きた際に消防隊が消火活動上の水利を得るためのもので、主な消防水利としては、消火栓、防火水槽、井戸、プール、河川・溝、濠・池、海などがある。
146	消防分団施設、消防団活動	消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織で、消防団員は日頃各々の職業を持ち、災害等の際には消防団員としてその対応に当たる。組織上、和歌山市消防団の内部組織として、各地区に消防分団が存在する。
147	初期救急医療体制	「入院の必要がなく外来で帰宅可能な患者」への対応を行う救急医療体制。1次救急医療体制とも呼ばれる。和歌山市では、内科、小児科、耳鼻咽喉科、歯科については、和歌山市夜間・休日応急診療センターが担い、外科については、外科系の病院が当番制(外科系当番医制度)で担っている。
148	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組。
149	食品関係営業施設	食品衛生法に基づく営業許可施設(飲食店営業などの34業種)、和歌山市食品衛生法施行条例に基づく届出施設(集団給食施設など)等。
150	シルバー人材センター	定年退職者などの高齢者の方々に就業の機会を提供することにより、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした機関。
151	シンクタンク	幅広い分野にわたる課題や事象を対象とした調査や研究を行い、結果を発表したり解決策を提示したりする研究機関等。
152	心原性心肺停止傷病者	心肺停止傷病者のうち、原因が心臓にあると考えられる方。
153	新興感染症	かつては認識されていなかったが、近年新たに原因が解明された感染症で、エボラウイルス病やジカウイルス感染症のように、多くの人の生活や生命を脅かし、国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
154	人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。
155	人工魚礁	魚類の繁殖と生活のために人為的に海中など水中に設置された人工物。魚類の住処や集まる場となるもの。
156	新交通システム	低床式車両による軌道や、バスを基盤とした中量輸送など環境に配慮した交通システム。
157	心肺蘇生	呼吸が停止し、心臓が動いていない状態の時に施す処置をいう。いわゆる胸骨圧迫(心臓マッサージ)のこと。
158	水道管路の耐震化	水道管路の内、原水を取水して浄水場にする管(導水管)、浄水場から配水池に送る管(送水管)及び配水池から各家庭等に送る管(配水管)を耐震化すること。管種・継手(接合部)がより耐震性能を有するものを採用する。
159	水道管路のループ化	水道水が行き止まりとならないように管をつないでいくことで、滞留を防ぐとともに、管路に事故があった場合には、別方向から水を回せることで断水を回避できる。
160	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及び当該の任に就く者。

番号	用語	説明
161	スクールソーシャルワーカー	子供の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。
162	3R	ごみ問題解決に向けた重要な行動指針。「ごみを出さない(Reduce)」、「再使用する(Reuse)」、「原料(資源)として再生利用する(Recycle)」を意味する。
163	生活衛生関係営業施設	理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、興行場、公衆浴場など。
164	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施等包括的な支援を行うものであり、生活困窮者自立支援法に基づく制度。
165	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・心疾患・脳血管疾患、さらに心疾患や脳血管疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症なども生活習慣病とされる。
166	生活道路	地域住民が日々利用する日常生活に密着した道路。
167	生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケットなど、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
168	生産緑地制度	都市部にある農地等の生産活動により生まれる優れた緑地機能及び多目的保留地機能に着目し、都市計画上、市街化区域内の農地を保全し、良好なまちづくりを図るための制度。
169	精神保健福祉相談	保健所において行っている、こころの病に関する相談業務のこと。精神保健福祉相談員、保健師等が対応する随時相談(電話、来所、訪問)と、嘱託精神科医による定期相談がある。
170	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者や自身の性別に違和感を覚える人々、性同一性障害などの人々のこと。
171	成年後見制度	知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、家庭裁判所に選任された成年後見人等が財産管理や契約の代理等を行う制度。
172	整備進捗率	$\text{整備進捗率} = \frac{\text{事業中区間の執行済事業費}}{\text{事業中区間の全体事業費}} \times \text{事業中区間延長} + \text{整備済延長計画延長}$
173	製品火災	電気用品、燃焼機器及び自動車などから発生する火災。
174	生物・化学災害	生物剤(Biological)及び化学物質(Chemical)の漏洩、流出、拡散又は散布の事故並びにテロに伴う、原因物質の有害性又は有毒性に起因する特殊災害をいう。「BC災害」ともいう。
175	総合災害拠点病院	災害時に県内全域の医療活動を統括する役割を担う病院。

## 「た行」

176	体験型プログラム	名所などを巡る物見遊山の観光ではなく、地域資源を活用して体験することで、その地域の自然・伝統・文化などに触れる観光プログラム。
177	滞在型旅行商品	1か所に滞在し、静養や体験型をはじめとした当地ならではの様々な地域資源を楽しむプログラムのこと。
178	第二創業	既に事業を営んでいる者が業態を転換したり、新事業・新分野に進出すること。
179	第二阪和国道	大阪と和歌山を結ぶ延長約53kmの幹線道路。
180	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
181	多職種(の)連携	質の高いケアを提供するために、医療、保健、介護、福祉等様々な専門職が、共有した目標に向けてともに働くこと。
182	立入検査(防火査察)	防火対象物や危険物施設等に対して、建物や設備が消防法令に基づく基準に適合しているか否かを消防職員又は消防団員が定期的又は特別に検査することをいう。消防法第4条・消防法第4条の2・消防法第16条の5。

番号	用語	説明
183	地域安全推進員	和歌山市等と協力して、各地区で安全で住みよいまちを実現するため地域安全活動を行う者。
184	地域医療支援病院	二次保健医療圏域内において、災害拠点病院を支援し補完する機能を担う病院。
185	地域医療連携室	病院等に設置され、それぞれの医療機関の有する機能を活用し、連携して、地域で継続性のある適切な医療が受けられるよう支援している。
186	地域共育コーディネーター	地域による学校支援活動が円滑に進むように、自治会や地域住民の連携協力体制の構築、学校との連絡調整、地域ボランティアの確保など、学校と地域のつなぎ役として活動する。
187	地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域にとって望ましい公共交通網のビジョンや事業体系について計画するもの。
188	地域子育て支援拠点	公共施設や保育所等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う施設。
189	地域災害拠点病院	二次保健医療圏域内における災害時の医療活動の中心的役割を担う病院。
190	地域バス	交通が不便な地域において、地域住民の移動手段を確保するため、地域組織が主体となって運営するコミュニティバス。
191	地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制。
192	地籍調査	一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量して記録する調査。
193	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織や財務及び職員などの身分について定めた法律。
194	着地型観光	観光客の受入先である地域が地元ならではのプランを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。
195	中間財	加工過程を経た製品で、さらに次の生産活動のために使用される原材料・燃料・動力または消耗品。
196	中央構造線断層帯	近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する断層帯。
197	中間育成	人工的に採苗した魚貝類の稚仔魚を、海中の生簀、陸上の水槽などで、養殖・放流等それぞれの目的に適した大きさまでに中間的に育成し、種苗にすること。
198	中心市街地	商業・業務機能等の都市機能が集積している和歌山駅・和歌山城・和歌山市駅に囲まれた中心拠点及びその周辺市街地を指す。
199	長寿命化計画	予防保全的な維持管理・更新等を計画的に実施する目的で策定した計画。例えば、市営住宅長寿命化計画など。
200	津波避難ビル	津波の危険が迫っている場合に、避難する時間的余裕がない居住者等が緊急的に避難するため、一定の強度や高さが確保されている建物として、市が指定したもの。
201	DV	ドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦間やパートナー間での暴力のこと。結婚しているかどうかは問わず、また、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為である。また、若年層の交際相手からの暴力を「デートDV」という。
202	DID	人口集中地区のこと。原則として人口密度が1平方キロメートル当たり、4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を指す。
203	DMO	Destination Management / Marketing Organizationの略称。民間手法を導入し、地域一体となった戦略に基づきその土地ならではの商品を多様な関係者と連携し、造成・販売を行い、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、一元的に情報発信、プロモーションを行う観光地域づくり組織。
204	チームティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

番号	用語	説明
205	低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。
206	天然記念物	動物、植物及び地質鉱物で、学術上価値の高いもの。
207	統合型リゾート(IR)	カジノ施設に加え、会議場施設、展示施設、ショッピングモール、レストラン、ホテルその他観光振興に関する施設が一体となった複合観光施設。統合型リゾート(IR)の建設が可能となる区域の申請は自治体が国に対して行い、IRの建設運営は国に選定された民間事業者が行う。
208	(仮称)動物愛護センター	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物愛護の普及啓発活動、犬猫の譲渡事業、負傷・迷い犬猫の収容を目的とする施設。
209	特殊災害	災害発生により多くの人命危険発生が予想される災害や消防活動上、困難が予想される災害、又は予期できない突発的な災害をいう。例えば、危険物・化学災害、ガス災害、電気災害、放射性物質災害、毒劇物災害、特殊車両火災、トンネル災害、船舶火災、航空機火災、酸素欠乏事故、NBC災害など。
210	ドクターカー	一般的には、医師が同乗した救急車のことをいう。救急現場から医師による診療が始まることにより、傷病者の救命、後遺症の軽減を図ることができる。
211	特定空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に基づき、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。
212	特定危機事象	災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の、テロ、感染症、環境汚染等の危機事象。
213	特定機能病院	医療法の規定に基づき、一般の病院などから紹介された高度先端医療行為を必要とする患者に対応する病院として厚生労働大臣の承認を受けたもの。
214	都市近郊型農業	大都市の周辺で行われる農業で、野菜や花きなどの商品作物を栽培する。地価が高いため小規模であるが、土地生産性は高い。
215	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
216	都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。
217	都市浸水対策達成率	公共下水道による都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、おおむね5年に1度の大雨に対して、既に整備が完了している区域の面積の割合。

## 「な行」

218	南海トラフ巨大地震	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した、静岡県から宮崎県を震源域とするマグニチュード9クラスの海溝型地震。
219	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病。
220	二酸化硫黄	硫黄分を含む石油や石炭の燃焼などに伴い発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。
221	二の丸御殿(大奥)	和歌山城北麓にあたる二の丸の西部一帯を江戸時代に「大奥」と呼んだ。「大奥」は藩主の私邸であり、奥女中たちの生活の場である。「大奥」の東端には土塀が設けられ、男性の立ち入りが制限された。
222	日本遺産	地域の歴史的魅惑や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
223	乳幼児健康診査	生後間もない赤ちゃんの健康保持及び増進を図ることを目的とし、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類などの確認など、必要な項目を定期的にチェックする。また、保護者が普段気になっていることを小児科医や保健師に相談することもできる。
224	認定こども園	都道府県等の認定を受けた教育と保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設。地域の子育て支援も行う。

番号	用語	説明
225	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、新たに農業を始めるにあたり、青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受けた新規就農者。
226	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が基本構想で定めた農業経営の目標等を実現するために農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
227	農業振興地域整備計画	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を推進するための計画。
228	農業・農村の多面的機能	国土と自然環境の保全、良好な景観形成、水源涵養など農業に伴い生じる農産物供給以外の機能。
229	農商工連携	農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。
230	農地中間管理機構	耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者等の担い手に貸し付けを行う公的機関。

## 「は行」

231	配水池	各家庭等の水使用が集中する時間帯にも安定的に水を届けるために、水を貯えるための水槽。
232	バイスタンダー	「そばにいる人」という意味。このバイスタンダーが救急隊到着までの間に応急手当を行うことで、命を救うことができる確率が飛躍的に上昇する。
233	発達障害	発達障害はいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習障害などが含まれる。
234	バリアフリー化	高齢者や障害のある人など、ハンディキャップのある人にとって、社会生活に参加する上で支障となる物理的障壁(建物構造・交通機関など)、制度的障壁(障害を欠格条項とし、資格取得に制限があるなど)、文化・情報面の障壁(点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備)、意識の障壁(偏見や先入観)を取り除くこと。
235	PFI	Private Finance Initiativeの略称。民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。官民の役割分担を事前に取り決め、公共施設の建築や維持管理を民間企業に任せ、効率的に良質な公共サービスを提供しようとするもの。
236	ビッグデータ	情報通信技術(ICT)の発達によって収集や分析などができるようになった多種多量のデータ。消費者のニーズに即したサービス提供や新産業の創出、近未来の予測などが可能になるといわれる。
237	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している粒径がおおむね2.5 $\mu$ m以下のものをいう。粒径が非常に小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。発生源としては、物の燃焼などによって排出されるもののほか火山活動や土壌などからの自然起源のものがある。
238	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難に特に支援を必要とする人。
239	ファムトリップ	観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象に現地視察をしてもらうツアー。外国人観光客拡大を目的に実施されることが多い。
240	付加価値額	企業等の活動によって新たに生み出された価値。売上高から原材料等(原材料費、商品仕入額、外注費、減価償却費等)の中間投入額を差し引くことによって算出できる。
241	普通河川	1級河川、2級河川及び準用河川として指定されないもので、河川法の適用を受けない河川。
242	ブロガー	ブログ(ウェブログ)を執筆、運営している人のこと。ブログは日記のような体裁で新しい記事が追加・更新されるWebサイト。
243	文化遺産	歴史の中で長期間にわたって維持継承されてきた文化要素の総称。
244	文化財	人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産の総称。文化遺産とほぼ同義。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・名勝・天然記念物)、文化的景観などの種別がある。
245	保安監督者	危険物施設における危険物の取扱作業に対し、保安の監督業務を行う者。

番号	用語	説明
246	防火管理者	都道府県知事、市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けたものが行う防火管理講習の過程を修了した者又は防火管理に関する学識経験と一定の実務経験を有すると認められた者。
247	防火協力団体	住宅火災による犠牲者の減少を図ることを目的とした「火災をなくす市民運動」を推進するために組織され、地域の防火リーダーとして活動している防火委員会及び婦人防火クラブをいう。
248	防火水槽	消火用の水をためておく容器で、地上又は地下に設置され、主にコンクリート製で、容量は、20m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> のものがある。現在では、耐震構造に移行されて、地震災害時の消火活動に有効である。
249	防災リーダー	地域の自主防災組織や企業などで防災の中心的な担い手となる方。
250	防災学習センター	災害への危機意識を促し、防災への動機づけと防災意識の高揚を図るとともに、いざという時の行動力を高め、個人から地域への防災対応能力を向上していただくために消防局庁舎3階に設置された施設。
251	防災行政無線	防災関係機関への連絡や住民等への防災情報の伝達を行うため、市が整備する無線通信システム。
252	防災空間	災害時の避難場所・避難路の確保や火災の延焼防止を図るとともに、災害応急活動を実施するために必要となる道路、公園、農地などのオープンスペース。
253	ぼうはんパトロール犬	飼い主が犬の散歩時に、防犯を意識しながら、地域や子供たちを見守る活動。

## 「ま行」

254	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のこと。埋蔵文化財には、土地と切り離すことのできない住居跡や古墳、貝塚などの「遺構(いこう)」と、土器や石器などの「遺物(いぶつ)」がある。
255	まちづくり会社	地域振興などを目的として、公共性と事業性を持ちながら活動する会社。
256	まちなか居住	和歌山駅・和歌山城・和歌山市駅に囲まれた中心拠点に居住すること。
257	真舟芸術振興基金事業	書道家故山本真舟氏の遺族から頂いた寄附金を元に設置した基金を活用し、書道講習会、子ども和太鼓ワークショップ、若手芸術家支援事業の3つを現在は実施している。市民の各種芸術活動を促進することにより、個性豊かな和歌山市の芸術の創造と発展に貢献することをめざす。
258	民生委員・児童委員	民生委員法によって、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」とされる。
259	民俗文化財	衣食住、信仰、年中行事などに関係する風俗。民俗芸能及びこれらに用いられる衣服・器具など。
260	名勝	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で、芸術上又は観賞上価値の高いもの。

## 「や行」

261	有害鳥獣	人や農畜産物などに被害を与える鳥獣。
262	有機栽培	化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けることや、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法。
263	遊休不動産の再生や利活用	空き家・空き店舗などの活用されていない不動産や利用度の低い公共空間を新たな使い方をすることにより、機能や性能を向上させ、新しい価値を付けること。
264	有業率	有業者(普段収入を得ることを目的として仕事をしているもの)の15歳以上人口に占める割合。
265	有効求人倍率	求職者に対し、求職を募集している企業からの求人数との割合を等しくし、需要と供給のバランスをとる指標。(有効求人倍率=有効求人数÷有効求職者数)
266	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。



番号	用語	説明
267	ユニバーサルデザイン	バリアフリーが障害者や高齢者に対応した考えであるのに対し、ユニバーサルデザインは文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差別、障害・能力の状態を問わずにできるだけ多くの人に使いやすいものを作る設計手法。
268	Uターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。
269	養育支援	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対して、育児・家事の援助、養育に関する指導助言等を実施すること。

## 【ら行】

270	罹災証明書	災害により生じた家屋等の被害の程度を市が証明するもので、各種被災者支援事業の実施に活用される。
271	リリクル	著作権は和歌山市が持つ和歌山市ごみ減量推進キャラクターで、旧市立和歌山商業高校(現市立和歌山高校)デザイン科の高校生がデザインした。名前の由来は3Rのリデュース・リユース・リサイクルから各頭文字をとったもの。
272	連携中枢都市圏	国が提唱する連携中枢都市圏構想に基づき、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成する圏域。
273	労働生産性	従業者一人当たりの付加価値額。付加価値額を従業者数で割ったもの。
274	労働市場のミスマッチ	マッチングが上手くいかずに、求人と求職が同時に残存している状態。又は求人職種によって有効求人倍率に高水準と低水準がある状態。
275	6次産業化	農林漁業者等が、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## 【わ行】

276	ワーク・ライフ・バランス	仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
277	和歌浦ベイマラソン withジャズ	ジャズとマラソンを融合した和歌山市最大のスポーツイベント。
278	若竹学級	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。和歌山市における放課後児童クラブの呼称。
279	和歌山・有田保健医療圏	保健医療圏とは、地域で必要とされる医療サービスを適切に提供する体制が整えられる地域単位。和歌山保健医療圏は和歌山市・海南市・紀美野町、有田保健医療圏は有田市・湯浅町・広川町・有田川町。
280	和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	中小企業勤労者のための福利厚生・共済事業を実施し、中小企業で働く方々の労働環境向上を図ることを目的とした公益財団法人。
281	和歌山市家庭教育支援条例	家庭教育の支援に関し、市、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにし、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項について定めることを目的として制定した条例。
282	わかやま市在宅医療推進安心ネットワーク	在宅で医療を希望する患者・家族が安心して療養できるための和歌山市における在宅医療提供体制。
283	和歌山周産期情報センター	和歌山、有田保健医療圏における妊婦健診や分娩可能な医療施設の状況などの情報を市民に提供する施設。

## これまでの長期総合計画

名 称	計画期間	将来都市像等
和歌山市長期総合計画	基本構想 昭和45年度～昭和60年度ないし昭和65年度 基本計画 昭和45年度～昭和50年度 第2次和歌山市総合計画(基本計画) 昭和50年度～昭和55年度 第3次和歌山市総合計画(基本計画) 昭和56年度～昭和60年度	<b>【望ましい未来像】</b> 地方中心都市としての和歌山市 高度な産業都市としての和歌山市 住みよいまちとしての和歌山市
和歌山市新総合計画	新基本構想 昭和62年度～平成12年度 第1次基本計画 昭和62年度～平成3年度 第2次基本計画 平成4年度～平成8年度	<b>【基本理念】</b> きらめくわかやま・さわやかCITY <b>【都市像】</b> 国際都市わかやま 快適都市わかやま 活力都市わかやま 広域都市わかやま
和歌山市長期総合計画	基本構想(わかやまみらい構想) 平成9年度～平成22年度 第1次基本計画 平成10年度～平成14年度 第2次基本計画 平成15年度～平成19年度	<b>【基本理念】</b> 個性の尊重と多様性の共存 歴史・文化の継承と新時代の創造 自然環境の保全と人間活動の調和 <b>【将来都市像】</b> いのち ひかる 未来わかやま
第4次和歌山市長期総合計画	基本構想 平成20年度～平成29年度 前期基本計画 平成21年度～平成25年度 後期基本計画 平成26年度～平成29年度	<b>【基本理念】</b> 歴史文化の継承と新時代の創造 多様性を尊重する暖かい共生社会 成熟と持続性を重視したまちづくり <b>【将来都市像】</b> 海、山、川、まち みんなで磨く 元気わかやま市

## 和歌山市プロフィール

和歌山市き章  
(明治42年制定)

和歌山市は三方を山に囲まれ、西は紀伊水道をへだてて、淡路島と四国が見える風光明媚な温暖の地です。その和歌山市の力強い発展をき章が表しています。

市の花(つつじ)  
(昭和49年制定)市の木(くすのき)  
(昭和49年制定)

## 和歌山市民憲章

(昭和41年11月3日制定)

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 2 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
- 3 きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
- 4 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
- 5 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

## 和歌山市市歌

(昭和30年作)

佐藤春夫 作詞 / 山田耕筰 作曲

一 これ南海の鎮めぞと  
南龍公が志  
潜めし城は旧りにしを  
城下の意気ぞ新なる  
星移り物変わるとも  
常若の市 和歌山市

二 見よ紀の川の川口に  
民衆起ちて封建の  
夢吹き払い新時代の  
都市に産業興りたり  
星移り物変わるとも  
常若の市 和歌山市

三 豈煤煙を誇らんや  
風光ゆかしこの辺り  
鶴鳴き渡る和歌の浦  
高野の山も近くして  
星移り物変わるとも  
常若の市 和歌山市

## 第5次和歌山市長期総合計画

---

平成29年3月

発行 和歌山市

編集 和歌山市総務局企画部企画課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1015

ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

メールアドレス [kikaku@city.wakayama.lg.jp](mailto:kikaku@city.wakayama.lg.jp)

---



和歌山市



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



この印刷物は地球環境に優しい再生紙、  
植物油インキを使用しています。